**よくある質問（FAQ）**

**Ｑ１　登録免許税が非課税となるのはどのような場合ですか。**

宗教法人が自己のために受ける境内建物の所有権の取得登記又は境内地の権利の取得登記については登録免許税を課されません。（登録免許税法第４条２号）

**Ｑ２　月極駐車場でも非課税対象になりますか。**

収益事業に供する土地については境内地と認められず、非課税適用を受けることはできません。

**Ｑ３　登記が代表役員個人の名前でも非課税の適用を受けることができますか。**

代表役員個人が自己のために受ける権利の取得登記については非課税措置を受けることはできません。

**Ｑ４　申請にはどのような書類が必要となりますか。**

申請内容によって、必要な書類は異なります。

詳しくは、申請事例別必要書類一覧をご確認ください。

**Ｑ５　境内建物証明願、境内地証明願等の日付はどのように記入すべきでしょうか。**

申請書類一式が全て揃った時点での提出日を記入してください。

**Ｑ６　申請の添付書類である宗教法人規則が見つかりません。**

非課税証明申請には必ず必要な書類です。そのため、非課税証明申請の前に県に対して宗教法人規則謄本等再交付申請が必要となります。

**Ｑ７　提出書類のうち、（写）と記載されているものについて、原本で提出しても**

**よろしいでしょうか。**

原本については宗教法人自身が保管しておくべきものになりますので、原本をコピーして提出してください。

また、コピーに原本証明が必要な書類が一部ございます。申請事例別必要書類一覧をご確認ください。

**Ｑ８　手数料は収入印紙でも構いませんか。**

収入印紙では受け付けられません。手数料は熊本県の収入証紙で納める必要があります。

**Ｑ９　申請書は持参すべきでしょうか。**

送付していただいても結構です。提出方法は御都合に合わせてお選びください。